

告 示

埼玉県告示第七百二十四号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第二十三条第一項の規定により、鴻巣市から次のとおり対象事業を実施しないこととした旨の届出があったので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年七月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 対象事業の名称

鴻巣行田北本環境資源組合一般廃棄物（ごみ）処理施設整備事業

二 廃止年月日

令和二年三月三十一日

三 廃止の理由

新たなごみ処理施設の整備計画が白紙撤回となったことから、組合規約を変更し、当該ごみ処理施設の整備を実施しないこととしたため。